

パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定書

大阪府、大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市及び交野市（以下「締結自治体」という。）は、パートナーシップ宣誓証明制度、パートナーシップ宣誓制度等（以下「宣誓制度」という。）の自治体間連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、一方又は双方が性的マイノリティ当事者で、いずれかの締結自治体においてパートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）の交付を受けた者（以下「当事者」という。）の、締結自治体間での住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続きの負担軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定による対象者は、効力発生日以後に締結自治体間で住所の異動をする当事者とする。

（運用における相互協力）

第3条 締結自治体は、宣誓制度の運用等において、相互に協力して取組を行うものとする。

2 締結自治体は、他の締結自治体から当事者が転入してきたときは、当事者がすでに転出地の締結自治体（以下「転出地自治体」という。）において受領証の交付を受けている事実を踏まえ、それぞれ定めるところにより、簡易な手続きで受領証を交付するものとする。

3 締結自治体は、前項の規定により受領証を交付したときは、当事者の同意に基づき、その旨を当事者の転出地自治体へ通知するものとする。

（個人情報の取扱い）

第4条 締結自治体は、この協定に基づき共有する当事者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び各締結自治体の個人情報の保護に関する条例に基づき適切に取り扱うものとする。

（協議）

第5条 この協定の有効期間は、効力発生日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、締結自治体のいずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 解約を希望する締結自治体は、解約予定日の1月前までに書面により他の締結自治体に通知することにより、この協定から離脱できるものとする。

3 締結自治体は、それぞれの宣誓制度を変更するときは、その都度締結自治体へ報告し、必要に応じて締結自治体で協議の上、この協定を変更するものとする。

4 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、締結自治体が協議して定めるものとする。

5 締結自治体のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、締結自治体が協議の上、必要な変更を行うものとする。

(効力発生日)

第6条 この協定の効力発生日は、令和5年5月1日とする。

2 前項の日をもって、令和4年8月22日付け「パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定書」は失効する。

この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、締結自治体は記名、押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪市長 横山 英幸

堺市長 永藤 英機

池田市長 瀧澤 智子

吹田市長 後藤 圭二

貝塚市長 酒井 了

枚方市長 伏見 隆

茨木市長 福岡 洋一

富田林市長 吉村 善美

大東市長 東坂 浩一

交野市長 山本 景